

平成 27 年 12 月議会

## 第 5 委員会 報告事項

### 専決処分報告

- |          |                                      |     |
|----------|--------------------------------------|-----|
| ○ 報告第65号 | 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する<br>専決処分について | 1 頁 |
| ○ 報告第66号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する<br>専決処分について | 5 頁 |

平成 27 年 12 月 18 日

道路下水道局

## 報告第65号

## 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、県道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成27年11月5日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	97,588円

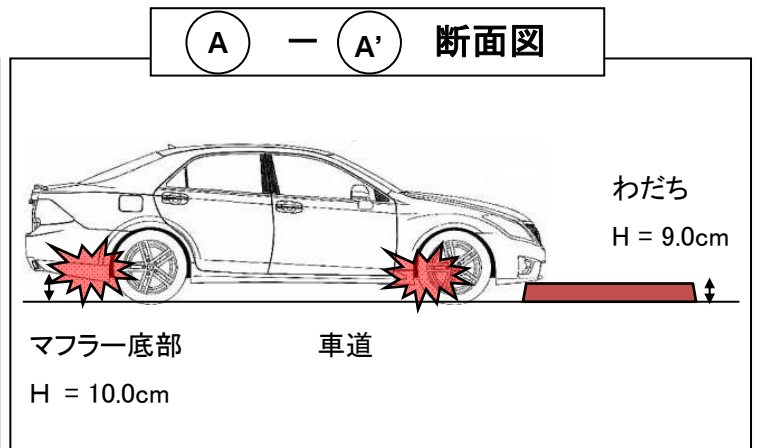
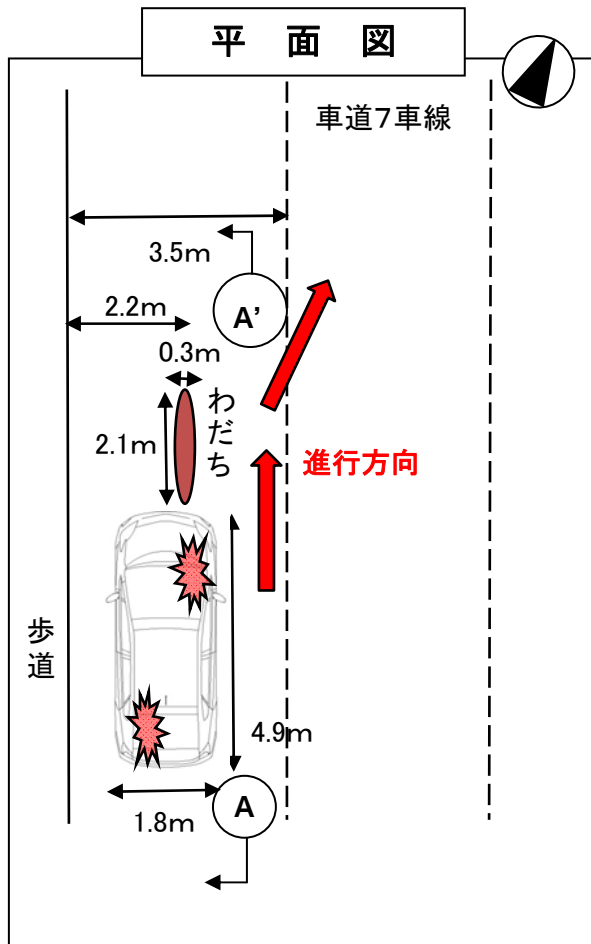
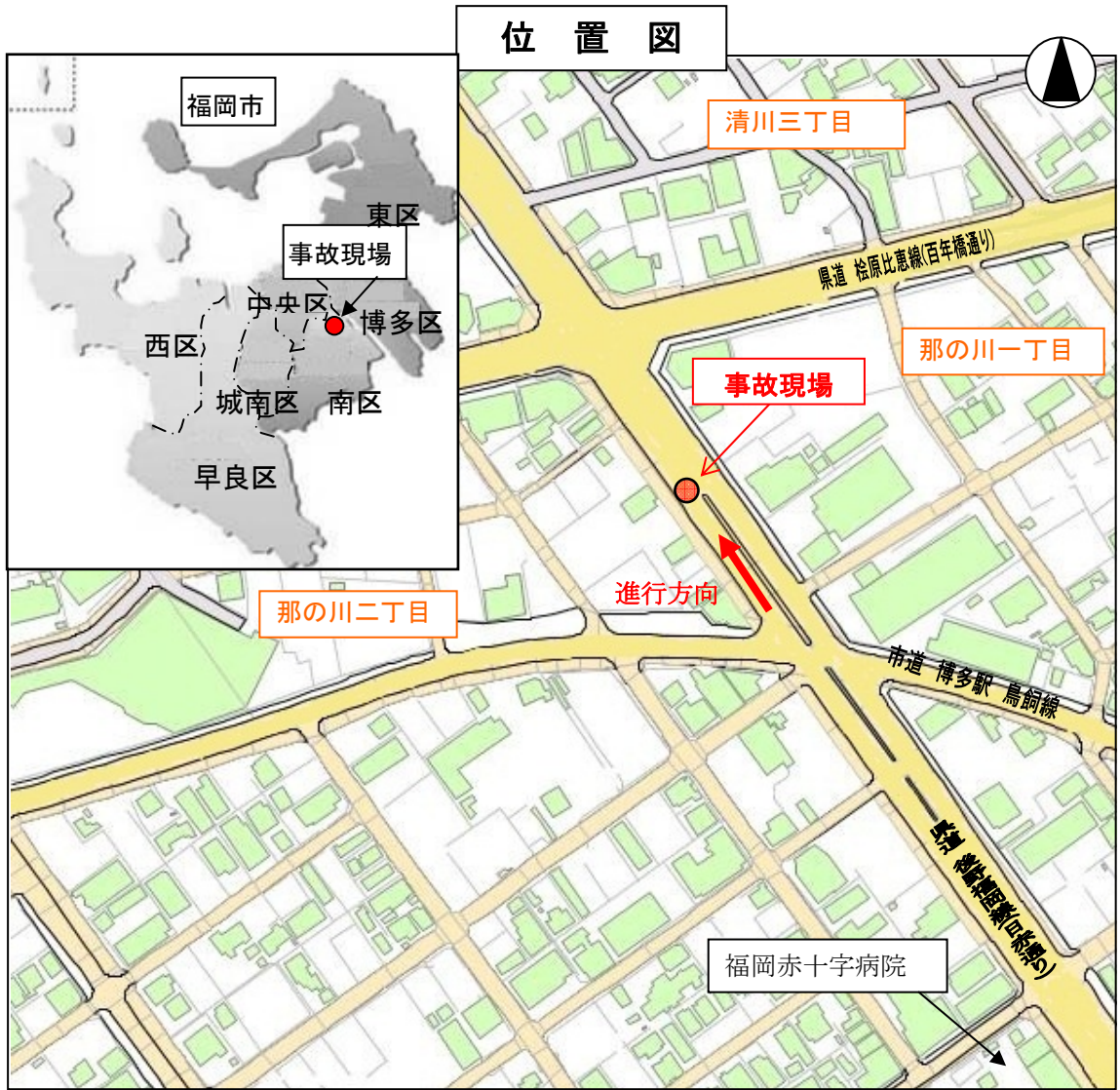
## 2 事件の概要

平成27年8月15日午前4時頃、相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車が、市内南区那の川二丁目2番5号付近の県道を走行中、当該県道の路面に生じていたわだちによる段差に車体の一部が接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

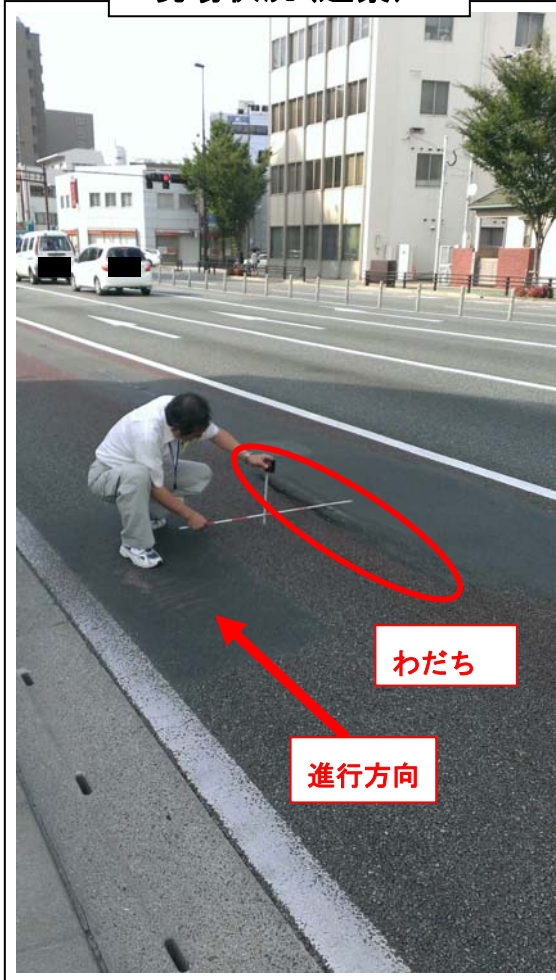
平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0 円
物的損害	325, 296 円
損害額計	325, 296 円
市の過失割合	3 割
損害賠償額	97, 588 円

現場状況(遠景)



現場状況(近景)



補修後





車 両 全 景



破損状況(左後方マフラー部)



破損状況(右前方マフラー部)



## 報告第66号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成27年12月1日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	104,750円

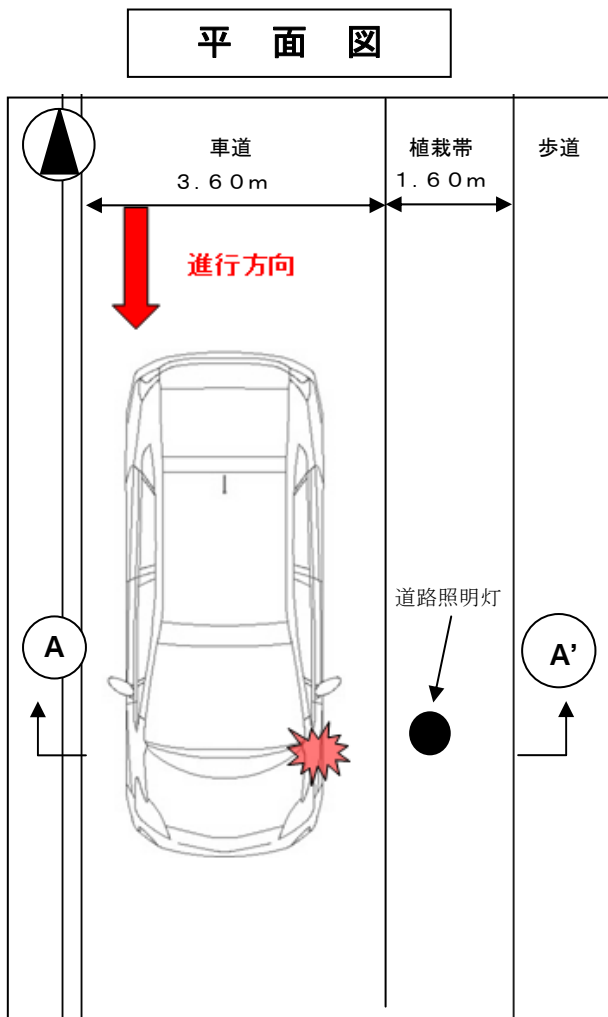
## 2 事件の概要

平成27年8月25日午後零時30分頃、市内中央区荒戸三丁目7番24号付近の市道に設置されていた道路照明灯の照明器具のカバーを固定している鉄板が腐食していたため、当該カバーが強風により落下し、当該市道を走行中の相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

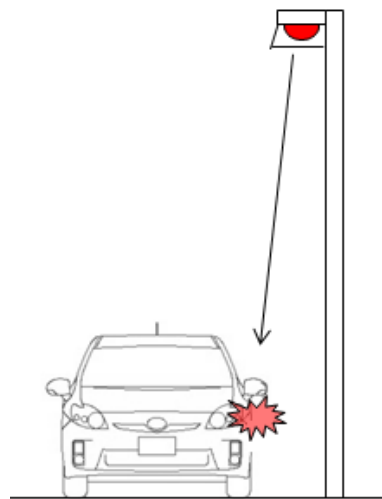
上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



(A) — (A') 断面図



人的損害	0 円
物的損害	104,750 円
損害額計	104,750 円
<b>市の過失割合</b>	<b>10 割</b>
<b>損害賠償額</b>	<b>104,750 円</b>



現場状況（遠景）



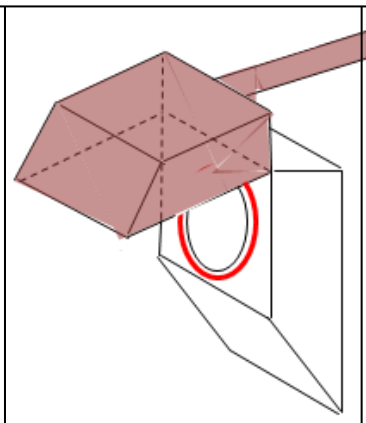
照明器具全景



応急処置後



カバーを開いた状態のイメージ図



カバー拡大



カバー落下後の状態





車 両 全 景



破 損 状 況



左フロントフェンダー破損